

令和2年7月14日

保護者の皆様

京都市立嘉楽中学校
校長 森本 康裕

地震に対する非常措置についてのお知らせ 保存版

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

- (1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
 - ※ 学校所在の上京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
 - ※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - ※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校園日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、(嘉楽中学校ホームページ・嘉楽中学校PTAメール配信)により、授業等を実施する旨を連絡します。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、年度当初の学校に提出された引き渡し方法で帰宅します。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

— 以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。 —